

福島県総合計画審議会議事録

日 時 平成21年2月13日（金） 13：30～15：30

場 所 ホテルサンルートプラザ福島 芙蓉の間

司 会

本日は、ご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。ありがとうございます。

私、進行役を務めさせていただきます企画調整部総合計画課の五十崎でございます。よろしくお願いいたします。

総合計画審議会は、お手元にお配りしております総合計画審議会条例にございますとおり、県の総合的な計画に関する事項について調査審議をいただく機関でありますとともに、国土利用計画法に基づき本県の国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する機関としての役割を担っております。

それでは、審議会の開会に先立ち、今回委員を務めていただくことになりまます皆様に委嘱状を交付いたします。皆様の席に副知事が参りますので、お名前を呼ばれましたらその場でご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。

副知事、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

木田都城子様

日下輝美様

國井常夫様

佐藤晴雄様

塩谷弘康様

鈴木浩様

瀬谷俊雄様

園部キヨ子様

橘あすか様

寺部守芳様

浅見彰宏様

初瀬富士美様

長瀬利枝様

中野真理子様

長林久夫様

中山洋子様

羽田則男様

原田和信様

松本順子様

吉田勝男様

なお、原田和信様につきましては、ただ今、若干遅れている模様でございます。なお、本日は久保委員、小山委員、瀬戸委員、田子委員、柳沼委員、安田委員、湯田委員が都合により欠席されております。ご欠席の委員の方には委嘱状を郵送させていただきます。

また、浅見委員と初瀬委員は、現行計画「うつくしま21」の総点検の際の部会員でもあり、これまで総合計画策定検討部会の委員として新しい総合計画の審議に当初から携わっていただいていることから、審議会条例第2条の規定により新しい総合計画の審議を了するまでの間、特別委員をお願いするところがあります。

それでは、ただ今から福島県総合計画審議会を開催いたします。
初めに知事からごあいさつを申し上げます。

副知事

知事は所用がございまして出席できません。私、副知事の松本でございます。かわりまして皆様にごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろ、県政の進展に格別のご支援、ご協力をいただきまして厚く感謝を申し上げます。また、このたびの委員の就任にあたりましては快くお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

これから委員の皆様には、県の将来の方向性を示す総合計画ですとか、あるいは国土利用計画に関する事項といったことなどをご審議いただくわけでございます。いずれも県政の指針を定める極めて重要な案件でございます。これから2年間よろしく願いいたしたいと思います。

まず、総合計画につきましては、ご承知のとおり急激な社会情勢の変化ということに対応するために、平成22年度を初年度とする新しい総合計画を策定することといたしまして、先日、この審議会に諮問をさせていただきました。新しい計画につきましては、効率性とか、あるいは短期的な成果のみを求めるのではなく、子どもたちがいわゆる親の世代になります30年程度先を見据えて、県づくりの根幹でございます人づくり、あるいは温かい地域づくりを進めますとともに、本県の産業、地域の活力を将来にわたって増進していく、そういうものにしたいと考えてございます。

計画期間につきましても、社会経済情勢の変化にすみやかにかつ適切に対応できるよう5年程度とするということで検討を進めているところでございます。

これまで、この審議会のもとに設置されまして総合計画策定検討部会におきまして精力的なご審議をいただきましたとともに、部会委員の皆様には、シンポジウムあるいは地域懇談会等にもご出席の上、地域の方々のさまざまな声にも耳を傾けているというところでございます。

本日は、これらの検討状況について中間的な報告がなされると伺っております。また、本日、このほかに県土を有効かつ効果的に利用するために土地利用の総合調整機能を果たしている県土地利用基本計画の変更についてお諮りすることといたしておりますので、あわせて活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げます。

委員の皆様には、今後ともさまざまな観点から幅広いご意見、ご提言をいただきますよう改めてお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

司 会

それでは次に、会長、副会長の選任に入ります。

審議会条例により会議の議長は会長が務めることになっておりますが、本日は改選後初めての審議会であり、まだ会長が選任されておられません。会長が選任されるまでの間、仮議長に議事の運営をお願いしたいと存じます。

仮議長は事務局から指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

司 会

それでは、恐れ入りますが前会長の鈴木委員をお願いしたいと存じます。それでは鈴木委員、よろしく願いいたします。

鈴木委員

ただ今ご指名を受けました鈴木でございます。会長が選任されるまでの間、今まで会長職にあったということで、この仮議長を務めさせていただきます。

まず、恒例によりまして、この審議会の定足要件を確認させていただきます。委員現員が25名、特別委員が2名、合わせて27名であります。そのうち本日は現在のところ20名が出席しておりますので、本審議会が有効に成立していることをまずご報告申し上げます。

続きまして議事録署名人2名を私のほうからご指名申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鈴木委員

はい。それでは議事録署名人をお二方お願いいたします。一人は橘委員、お願いします。もう一人は長林委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは本題の会長、副会長の選出に移ります。審議会条例では会長1名、副会長若干名を委員の互選により置くことになっております。副会長の人数については具体的な定めはありませんが、これまで同様2名ということにしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

よろしいですか。それでは、会長1名、それと副会長2名、これを委員の互選により選出することといたします。どなたかご意見はございますか。

橘委員

引き続き鈴木浩先生に会長職をやっていただくのが適任かと思います。

鈴木委員

ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鈴木委員

対立意見があるとおもしろかったのですが、それでは誠に恐縮ですけれども

会長は私、鈴木ということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは続きまして副会長を選任したいと思います。こちらについてどなたかご意見はございませんか。

もし、ないようでしたら、私のほうから提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。それでは副会長ですが、これまで副会長を務めていただいたということもありまして、瀬谷委員と中山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鈴木委員

はい、よろしくお願ひいたします。

それでは副会長は瀬谷委員と中山委員にお願いいたします。

会長、副会長の選出を終わりましたので、私の仮議長の務めはこれで解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。

それでは会長に選任されました鈴木委員からごあいさつをいただきたいと存じます。

会 長

(鈴木委員)

改めまして、会長に選任されましたのでごあいさつ申し上げます。

私は、平成14年のときに、現在の総合計画審議会になったときに会長に指名されました。実は、先ほどもちょっとニュアンスとして表現がありましたけれども、平成14年にそれまで2つの審議会がありまして、総合開発審議会というものと、きょうの案件になっております国土利用計画審議会というものが別々の審議会として存在しておりました。これを統合して新たな総合計画審議会ということにして、そのときの会長を務めさせていただきまして、これまで3期6年間ほど任務を、皆様のご協力のもとに全うさせていただきました。

先ほどもごあいさつにありましたように、ちょうど現在、新しい長期計画を策定する、しかも2010年を目途にしていたものを少し前倒しにして、この大変な社会情勢の変化ですので、それに機敏に対応するために、しかし、単に機敏にということではなくて、少し長期的な視野も持ったというお話がありましたが、こういう総合計画を新たに策定しようということでもあります。

私は、前にも審議会の会長になったときも委員の皆さん方にお伝えしましたけれども、どちらかというと伝統的な審議会というのは、県からさまざまな諮問があつて、これについて皆様方各界のそれぞれの専門家の方々ですので、ある意味ではこの場限りで議論をして、この場限りで了承して答申を出す、こういうことが多かったように思います。しかし、この県の総合計画審議会というのは、県が指し示すこの総合計画が県民にとっても共通の目標になり、県民の方々もその総合計画の一端を担うというような認識を持っていただくためには、

私たちは県民と県の間で存在して橋渡しをする役割を担うべきだということを申し上げてまいりました。

その後、この審議会のメンバーの方々にも、入れかわり立ちかわりご協力をいただきましたが、だいたい2年1サイクルで7つの方部で地域懇談会をやり、地域のさまざまな要求をお聞きする経験を、今まで4年、5年かけてやってまいりました。

今回の新しい総合計画の策定にあたって、その方法を今でも踏襲しているわけでありまして、計画を策定する以前から地域懇談会、シンポジウム等を開催して、地域のさまざまな意見を聞く活動をしてまいりました。そういうスタンスを忘れずに、新しい総合計画の策定にも取り組んでいきたい、こんなふうに思っております。

本日は、この総合計画の策定の検討状況についても、あるいは部会の設置、部会委員の指名等もお願いすると同時に、先ほど申し上げました土地利用基本計画の変更についての諮問もあるようであります。これについてご議論いただきたいと思っております。

いろいろ議題がありますし、いずれにしても差し迫ったこういう社会情勢の中で、この総合計画審議会が的確に県民の要求にこたえる、あるいは県の行政について一定の注文をつける、こういうような役割を担っておりますので、委員の皆様のご関心な忌憚のないご意見をお寄せくださるようお願いをして、私の冒頭のあいさつにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

司 会

ありがとうございました。

ここで福島県土地利用基本計画の変更について、知事から当審議会に諮問がございまして。

恐れ入りますが、会長、副知事、よろしくお願ひいたします。

副知事

(福島県知事が福島県総合計画審議会会長、福島県土地利用計画の変更について諮問。)

国土利用計画法第9条第2項で準用する同条第10項の規定に基づき、森林地域の縮小に係る福島県土地利用基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

司 会

ただ今の諮問文につきましては、写しを委員の皆様にもお配りしておりますので後ほどご覧いただければと思います。

なお、副知事は所用によりここで退席とさせていただきます。

(副知事退席)

司 会

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にご用意させていただきましたのが、福島県総合計画審議会次

第、出席者名簿、席次表の3枚と、資料1 福島県土地利用基本計画の変更について、参考資料1 国土利用計画・土地利用基本計画関係資料、参考資料2 福島県国土利用計画（第四次計画）及び福島県土地利用基本計画書、参考資料3 報告事項、資料2 福島県総合計画審議会における部会の設置について、資料3—1 新しい福島県総合計画の検討状況について、資料3—2 新しい福島県総合計画に関する県民等への広報・意見聴取について、なお、本日も説明はいたしません、1月29日に開催されました第2回総合計画策定検討部会の資料も配布してございます。

以上、大きく8つの資料と、そのほか参考としまして、福島県総合計画審議会条例と審議会委員名簿をお配りしております。不足等がございましたら恐れ入りますが事務局までご連絡をお願いします。

では、これ以降は審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議長
(鈴木会長)

それではここから私が議事の進行を務めさせていただきます。

まず最初に、先ほど知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の変更について、事務局のほうから説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

土地・水調整課長

土地・水調整課長の赤塚でございます。

今回、委員改選がございましたので、まず初めに本審議会の所管事項の1つでございます国土利用計画法の運用関係につきまして、そのポイントを資料によりご説明させていただきます。

参考資料1の1ページをお開き願います。参考資料1の1ページでございます。

国土利用計画法の目的、基本理念等につきましては1及び2に記載のとおりでございますが、現在運用されております全国計画にあっては、3の(1)の①の第四次計画が昨年の7月に決定されております。また、本県の計画につきましては、②に記載のとおり、目標年次を平成22年とする第四次計画が平成13年に決定され、現在運用されております。この計画の目標年次が平成22年でございますので、今後、本審議会の意見をいただきながら平成23年以降の計画を決定する予定でございます。

資料の2ページの図でございますが、国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系の記載がございます。左側には全国国土利用計画がございまして、これを基本に、真ん中のところでございますが、都道府県国土利用計画を策定することとなっております。

その内容でございますが、国土利用に関する基本構想、ビジョンでございますね、基本構想等となっております。また、この計画を基本に都道府県土地利用基本計画、真ん中のところですが、これを定め、5万分の1の計画図と土

土地利用の調整方針等を記載した計画書、これが国土利用基本計画の内容となっております。

その下でございますけれども、各個別規制法に基づく諸計画は、この都道府県土地利用基本計画に即して定めるとなっております。図の右側の市町村国土利用計画につきましては都道府県計画を基本として定めるということになってございます。

以上が土地利用計画制度の体系でございます。

長くなりますので座って説明させていただきます。

次に、本審議会の審議対象事項でございますけれども、2ページ下段に記載の4つの事項でございます。4に審議対象とございますが、その4つの事項が審議対象でございます。

次に、本日審議いただく土地利用基本計画の概要についてご説明をさせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。

福島県土地利用基本計画は、1の概要の2行目でございますけれども、福島県の区域について総合的かつ計画的な土地利用を図るため、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と土地利用の調整等について定めているものでございます。

計画の役割につきましては、3の土地利用基本計画の役割に記載のとおり、1つ目は行政内部の総合調整の役割を果たすということ、2つ目は土地取引規制の根拠になるということでございます。3つ目は間接的な開発行為の規制基準になっているということでございます。本審議会での審議対象につきましては、資料4ページの4に記載のとおり、1つ目は、先ほど説明いたしました五地域指定の適合性でございます。個別の開発や計画の是非の判断とは異なり、計画で定められている地域について総合的かつ広域的見地からの審議をお願いするものでございます。

2つ目は行政内部の総合調整について各個別規制法に基づく土地利用計画との相互調整が図られたものとなっているか、この審議をお願いするものでございます。

資料5ページには、その五地域の定義が記載されてございます。6ページには計画の変更手続きのフローを記載してございます。

それでは、本日ご審議をお願いします福島県土地利用基本計画の変更案件についてご説明をいたします。

本日ご審議いただく変更案件は7件ございまして、いずれも森林地域として指定されている区域において現況が森林以外の土地として利用されておりまして、今後、森林としての利用保全を図る必要がないということから森林地域を縮小しようとするものでございます。

それでは1件ずつご説明申し上げますので、資料1の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料1の3ページでございますけれども、整理番号1、白河森林地域の縮小案件についてのご説明をいたします。

この変更案件は、現況が病院用地として利用されている区域につきまして森林地域を11ha縮小するものでございます。向かって左側に表示しておりますのが位置図でございまして、今回の変更箇所を矢印で表示してございます。

向かって右側でございしますが、今回変更する区域を土地利用基本計画図に表示した図面でございます。この図面の緑色の太線で囲まれた部分が森林地域でございまして、緑色の斜線等になっているところでございます。図面の中央付近の黄色の太線で囲まれた部分、矢印で表示してございますが、ここが今回森林地域を縮小する範囲となるものでございます。

下段の中央の五地域の指定状況の表をご覧いただきたいと思っております。下段の左側から2つ目でございます。当該案件の場合、森林地域の部分の丸がなくなりまして、今後は変更後のところでございますけれども、都市地域と農業地域が重複して指定されている地域となります。

続きまして右の四角の中には変更を必要とする理由について記載してございます。

以上が整理番号1、白河森林地域の変更内容でございます。今回の変更案件は7件すべて森林地域の縮小でございまして、他の6件の変更区域説明図につきましても、この3ページと同様の方法で記載してございます。

次に4ページをご覧いただきたいと思っております。整理番号2、須賀川森林地域の変更案件でございます。この変更案件は、現況が工業団地及び住宅団地として利用されている区域について森林地域を22ha縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となっております。

次に5ページをご覧ください。これは整理番号3、二本松森林地域の変更案件でございますが、この案件は現況が小学校用地として利用されている区域につきまして森林地域を4ha縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となります。

次に6ページをお開きいただきたいと思っております。整理番号4、会津美里森林地域の変更案件でございます。この案件は現況が農業用ダム新宮川ダムの湛水敷等に利用されている区域につきまして森林地域を41ha縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその縮小範囲となります。

次に7ページをお開き願います。整理番号5でございますが、楡葉森林地域の変更案件でございます。この案件は現況が多目的ダム木戸ダムの湛水敷等として利用されている区域につきまして森林地域を72ha縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となります。

次に8ページをご覧願います。整理番号6、楡葉森林地域の変更案件でございます。この案件は現況が牧草地として利用されている区域につきまして森林地域を4ha縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となります。次に9ページをご覧いただきたいと思っております。整理番号7、大熊森林地域の変更案件でございます。この案件は現況がショッピングセンター用地として利用されている区域につきまして森林地域を7ha縮

小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となります。

10ページをご覧いただきたいと思います。このページから12ページまでは今回の変更内容につきまして総括説明と変更に係る関係機関との調整経過を記載してございますが、12ページの3、変更に係る調整経過のとおり関係市町及び庁内関係課との調整を終了してございます。

13ページにつきましては、五地域の推移を過去10年ごとに整理したものを参考として記載してございます。

続きまして今回の変更区域の現在の利用状況につきまして、写真によりご確認いただきたいと思います。スクリーンをご覧いただきたいと思います。

こちらが整理番号1、白河森林地域の現況でございます。赤いラインから手前側までが変更範囲でございまして、ご覧のとおりになってございます。

続きまして整理番号2、須賀川森林地域の現況でございます。赤いラインから手前側までが変更範囲になります。

続きまして整理番号3、二本松森林地域の現況でございます。赤いラインから手前側までが変更範囲でございまして、小学校の敷地でございます。

続きまして整理番号4、会津美里森林地域の現況でございます。赤いラインで囲まれた部分が変更範囲でございまして、現況は新宮川ダムの湛水敷等ということでございます。

続きまして整理番号5、楢葉森林地域でございます。この現況でございますが、赤いラインで囲まれた部分が変更範囲でございまして、現況は木戸ダムの湛水敷等となっております。

続きまして整理番号6、楢葉森林地域の現況でございます。赤いラインから手前側までが変更範囲でございまして、現況は牧草地ということになってございます。

続きまして整理番号7、大熊森林地域の現況でございます。赤いラインから手前側までが変更範囲でございまして、現況はご覧のとおりショッピングセンターの敷地ということになってございます。

以上が、本日委員の皆様にご審議いただく土地利用基本計画の変更内容についてでございます。

なお、今後の手続きとしましては、本日の審議の結果を受けまして、国土交通大臣の変更協議を経まして福島県土地利用基本計画の変更が決定することになります。その後、個別規制法の計画、今回は森林法に基づく地域森林計画でございまして、その変更手続きを行うこととなります。

次に、審議事項ではございませんが報告事項でございますのでご報告をさせていただきます。参考資料の3をお開き願います。参考資料3、報告事項ということで記載がでございます。

先に本審議会に諮問しておりました地域で進める総合的な土地利用計画策定のあり方等の調査研究につきまして、昨年3月、本審議会から答申いただきましたが、その後の状況をご報告させていただきます。

この調査研究でモデルとして選定しました三春町での取り組み状況でございますが、資料2ページの本文2段目、3の事業実施後の状況のところでございますけれども、2段目に記載のように住民が主体となって策定しました地区土地利用計画の実効性を確保するための「開発行為等事前指導要綱」に基づきまして、開発協議のあった件数が昨年12月末までに35件ございました。そのすべての案件が計画に適合してございまして、計画どおり土地利用の誘導・調整が図られておりました。

また、県としましては「国土利用計画（市町村計画）の策定の手引」に土地利用計画図策定手続きを追加しまして、これを市町村に周知するなどしまして情報提供に努めているところでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。3ページ以降につきましては、土地売買等の届出件数の推移、それから大規模開発計画事前協議等の受理状況、それから、5ページになりますけれども、大規模な林地開発許可事案を参考として添付してございます。

以上が本日委員の皆様にご審議いただきます福島県土地利用基本計画の変更と報告事項についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、県から諮問のありました福島県土地利用基本計画の変更について事務局のほうから説明がありましたが、何かご質問やご意見はございますか。

寺部委員

二、三、お聞きしたいことがあります。

この変更の持つ意味はどういう意味を持っているのか、あるいはどういうメリットがあるのかということがちょっとわからないのです。というのは、ショッピングセンターですとか学校ですとか、できた後に森林地域を減らそうということですよ。単純に考えれば逆ではないかと、普通に考えればそうじゃないかと思えます。いろいろな法的な制約があるかもしれませんが、私が率直に感じたのはそこなんです。ですから、どういう意味があるのか、土地利用基本計画そのものの意味合いまでちょっと触れてくるのかもしれませんが、その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長

事務局のほうでコメントをお願いします。

土地・水調整課
長

ご説明申し上げます。

後づけではないかということでございますけれども、まず、この五地域の定義というのは、先ほどご説明しましたように、また参考資料1の5ページに記載しましたように、森林地域の指定については「国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域」という定義がございまして。また、その土地利用基本計画の運用にあたりましては土地利用計画に関する諸計画の上位計画として位置づけられているため、行政内部の相互調整を図る観点から、

森林地域につきましては地域森林計画対象民有林の区域等と乖離しないように努めてございます。

以上をご理解いただいたうえで、林地開発の土地利用基本計画変更上の特殊事情というものがございます。それをご理解いただきたいと思いますのですが、それは林地開発許可に関する案件というのは復旧命令等の措置がでございます。それで、開発行為の完了確認を行うまでは地域森林計画対象民有林から除外できないということになってございます。

開発行為完了後に地域森林計画の見直しにあわせまして地域森林計画対象民有林から除外の適否について検討が行われるということになってございます。このため、開発行為完了後に行われる地域森林計画見直しに先行する形で土地利用基本計画の森林地域の縮小を行うという扱いにしてございます。結局、完了確認をしないと、その面積などを確定できないので、森林地域の縮小についてはこのような扱いになっているということでご理解いただきたいと思います。

議 長

今の委員のご質問は、現状、森林地域になっているところが既にショッピングセンターになっていたり病院が建ってしまっていると。それを、例えばこの審議会では何を議論したらいいのか、それが不適切であるという議論ができるのですかという、土地利用基本計画とは何なのかというところまで踏み込むというのは多分そういうご意見だと思いますが、その点はいかがですか。それはある程度、皆さんにご理解いただく必要があると思いますけれども。

土地・水調整課
長

まず、今ほどご説明しましたように、土地利用基本計画というものが現況とずれていては困るということで、乖離しないようにという扱いになってございます。ですから、後追いではないかとおっしゃる意味はよくわかるのですが、この森林地域については、先ほど申しましたようにいろいろな条件がついているものですからこのような扱いになっているということです。

それ以外の、例えば、去年は尾瀬の関係で自然公園地域というものを土地利用基本計画で変更しましたが、そういう場合には、先行してこの審議会でご意見を聞いて扱っていたということでごございます。

森林地域の縮小というのは、このようにいろいろな特殊事情があつてこのような形になっています。審議会では実際の現況とずれないように、こういうことでご理解いただきたいと思いますということでごございます。

議 長

寺部さん、もうちょっと関連であればどうぞ。

寺部委員

基本的に理解できませんけれども、要するに追認だという印象をちょっと持ちました。

だからどうのこうのということはいいせんけれども、もう一つ、ここで森林地域を外すとすれば、どうして病院とか学校とかショッピングセンターのところを農業地域は外さないのですか。

議 長

これも事務局のほうで。少し待ってください。原田さんは関連のご質問、ご意見ですか。では関連のご意見を承ってから事務局のほうにお願いしましょう。

原田委員

このたび初めて審議会の委員になりました西郷村の原田でございます。

今、前の委員が述べたのですが、要するに後追いだということについて関連して発言したいと思います。

私は今の事務局の説明でずっと白河から須賀川・浜通りのほうまで見たのですが、特に西郷村と白河市と旧大信村にかかわる白河厚生総合病院、これが立派な病院ができて、地域の人たちはこれで郡山まで行かなくていいということで地域の人からはよく評価されていると思います。

この地域が今まで森林地域であったのだけれども病院ができた。しかも技術的にも規模的にも大きな病院だからということで森林地域を減らすということも初めて伺ったのですが、そうすると、今までの審議会の中では、森林地域というのは必ず必要だとか、温暖化の対策もあるし、10年前に白河地方を襲った水害の中でもやっぱり森林の重要性とか、間伐がなされていない森林があるからこういう大きな災害が起こったというようなこともあると思いますが、森林地域だけをなし崩し的に縮小していく、要するに各都道府県とか市町村に農業委員会というものがあって、今度、ここに学校をつくるから、ここに商店街をつくるからと農地転用をしていくと、農業委員会の会議のような形になっていると思うのですが、その点につきまして事務局は、森林地域を削って皆さんのために有効になればどんどん病院ができたり学校ができたりすることは私はいいことだと思います。そのあたりについて関連性、20年前、10年前、こうなってこうなったのだということ若干説明していただきたいと思います。

以上であります。

議 長

今の点と含めて、先ほどは森林地域を削るけれども、なぜ農業地域はそのまま温存できるのかと、主に2つのことについて。

土地・水調整課
長

森林地域を外すとすれば農業地域はなぜ外さないのだというご質問でございますけれども、農業地域の概念は先ほどの参考資料1の定義に記載がございますように、国土利用計画法で「総合的に農業の振興を図る必要がある地域」と規定されてございます。こういうことで極めて包括的かつ抽象的な地域概念でございます。つまり、現況が農地の区域だけではなく、山林、集落、道路、ため池、そういうものを含んだものとなってございます。このようなことから農業地域は個々の土地利用転換ごとに変換するのではなく、例えば都市地域の用途地域が設定される場合など、それらの区域が重複することとなる場合、縮小などの変更を行うことになってございます。

それから、森林地域の縮小でございますけれども、縮小しようとするときには林地開発許可ということによってやっていくわけでございますけれども、その地域

森林計画の対象となっている民有林の場合ですけれども、土砂を採集したり宅地や工業用地に転用する場合など、土地の形質を変更する場合、いわゆる開発行為でございますけれども、これが1 haを超えるものにつきましては知事の許可が必要ということになってございます。それで、土砂災害・水害を防ぐ機能、また水をはぐくむ機能、そして騒音を減らしたり空気を浄化するなどの環境を守る機能、これら4つの機能が損なわれない計画であれば許可されるということになってございます。

そういう形で林地開発の許可があって、その面積等について確定し終わったならば、この森林地域の縮小ということで審議会のご意見を伺うという形になってございます。

以上でございます。

議長

私のほうからちょっと説明させていただきます。

この総合計画審議会の中で、これまで土地利用基本計画の案件が、ある意味では1年間に1度ぐらいは最低限、土地利用基本計画に基づく土地利用から変更があったものについて審議にかけられてきました。その都度、今のようなご質問やご意見、なぜ森林地域にショッピングセンターが建ってしまったものを追認して、その整合性を持たせるため県の土地利用基本計画を変更しなければいけない。実態に合わせて変更するというのだけれども、その前の実態を知らない間に変更されているのではないか、これはまさに後追いではないかという議論はこれまで何度もございました。

それで、どうもこの土地利用基本計画というものは、五つの地域というものが先ほど説明されていますけれども、この五つの地域ごとに開発行為を行ったときに、五つの地域をつかさどっている個別法に基づいて開発等が粛々と進められ、個別法に基づいて運用されてしまっていて土地利用基本計画の及ぶところではなかったりするのです。それで、この審議会の中で皆さんで意見交換をした結果、先ほどはわかりにくかったかもしれませんが参考資料3の最初に説明されましたけれども、それではいかんということになって、我々福島県は地域ごとの土地利用について、地域がそれに計画的にオーケーだとか、将来のビジョンに伴ってそれが適切かどうかという判断基準を国土利用計画の側に持たないといけないということになって進めたのが、この「地域で進める総合的な土地利用計画事業」、これを全く新たに起こしました。

できることならば59の市町村が全部この「地域で進める総合的な土地利用計画」、例えば、ここ福島市だったら、国土利用計画地方計画の福島市計画というものをご自分でつくれば、実は国土利用計画に基づく開発プロセスをチェックできることとなります。というような仕組みをつくらうと考えたのがこの仕組みです。

これまで、福島県でいうと三春町が先行してこの計画をつくったので、ここにある説明のとおり三春町は三春町独自の国土利用計画をつくりました。これに基づいて、三春町に開発行為が起きる場合は、開発者は自治体にこの開発の

是非について問い合わせをする、それから地域の住民に説明会を開く義務が生じる、こういう要綱をあわせて持つことによって国土利用計画が地域で有効に、しかも事後承認ではない仕組みを何とか確立しようと考えたのが、この三春の取り組みであります。

しかし、これが59全部の市町村にそれぞれ計画を策定することはなかなか思いどおりには進みませんで、今のところは三春町だけがこの計画があるので、この中で開発行為が起きれば国土利用計画に基づいて市町村レベルでチェックができるということになります。

これが即座に全体に行き渡れば、今の委員の方々のご質問だとかご意見をある程度満たせる取り組みになっていくのだらうと思いますけれども、これまでそれは何度もやりとりして、我々もある種のさみしさを感じながらこの審議をしてきたのは事実であります。

そういう経過があったことをちょっとつけ加えて説明いたします。

ほかに何か関連でご質問はありましようか。はい、國井さん、どうぞ。

國井委員

私の場合、ご意見というかお願いになるのですが、この基本計画にあわせてなのですが、これを今お聞きいたしますと161ha くらいの山林が今回変更されるわけであります。やはり必要なのは私は当然やらなくてはならないものはあると思いますが、やはり、この環境の時代に地球温暖化というものが、まさに世界のメインテーマになっておりまして、私、この間フランスに行ってきたら、フランスは大変な熱波で、もっと森林を増やそうという考えで、国を挙げて進んでいます。

そういう中で、これだけの開発をしていったら、では、その分、どうして森林をカバーしていくかということも計画の中に入れていただければいいのではないかと。というのは、ヨーロッパに行くとなのですが、日本には放置林がそのままにしてあります。例えば私のほうだったらゴルフ場に売りました。ゴルフ場が倒産しました。山の木は切りました。切ったけれども、そこに植えない。その人たちは地方にいませんから当然植えません。放置林がいっぱいあります。そして、県というよりも官庁にいわせると、そのままにしておくとそのうち雑木が出てくるというけれども、そんなに簡単に雑木の山は出てきません。60年、70年過ぎたころです。そういうところを有効にしていけないと。

この間、宮崎県に行ったら、宮崎県あたりも山を切っても若い人たちは植えない。採算が合わないから木を植えない。やはり美しい県づくり、美しい地域づくりというのは、私は何より大事だと思います。生態系は、生きていくために森林がなくては、水がなくては生きていけないわけですが、開発をするのとあわせて、これからもっともってそれ以上の森林整備を進められるような県の政策が大事なのではないかなと考えます。

今、どのくらい伐採しても放置してあるのか、ある程度のデータはあると思いますが、そういうところを全部きちんと整備していただくようなことをぜひともお願いしたいなと思います。

これから非常に景気も悪く、農林業、一次産業にもっともっと雇用創出をしたいというようなことも叫ばれております。やはり、もっと林業に雇用を創出しながら、やらなくてはならないことがいっぱいあるわけです。きょうのことは外れていますが、要するに県づくりの中からそういうことを十分考慮していただければありがたく思います。

そういう放置林のようなもの、伐採したけれども全然植えつけもしないというものがどれくらいあるのかはわからないでしょうか。もしわかっていたらお願いしたいと思います。

議 長

おわかりになりますか。

治山対策課長

それにつきましては、ちょっと持ってきていなかったものですから、現在はわかりません。

議 長

わかりました。そういうことです。

全国の森林組合の会長さんのおひざ元とですので、國井さんには、全国、世界の視野からも、ぜひ福島県の森林の状況について、またいろいろ貴重なご意見をいただきたいと思います。

ある意味では、この土地利用基本計画というのは、我々は内心、じくじたる思いをしながらも、今の仕組みの中では、こういういろいろな土地利用の改変について後追的な要素もあるけれども、ただ、それをやることで私たちは問題意識を膨らませてきたことも事実ですので、今回の案件についても、一定の今後の課題を我々は確認しながらも、この案件についてご了解いただくというのが今の問題提起であります。

長林委員

1件お願いいたします。

今の森林地域の指定の見直しということでございますが、例えば著しく公共にかかわるようなダム等のところというのは、これは認めていく方向なのかなと思うのですが、仮にですね、このダムの計画がダムの付け替え、また廃止に伴うようなことが仮にあった場合に、こういう森林地域をまたもとに戻せるという考え方というのはあるのかなのか。

例えば、今のショッピングセンターではないですが、その森林地域の指定を解除して個別の用途地域のほうに組み込んでいくという形になっているようですが、それが仮になくなったとき、先ほどの話にもありましたけれども、目的外になってそのままになるということがある場合、それは後の開発に任せるということになるのか、また戻す方向というのは考えられるのか、その辺のお考えをちょっと聞かせていただきたいのですが。

議 長

では、その点、事務局のほうでコメントをいただければと思います。

土地・水調整課長	<p>ただ今の、もとに戻すときにどうするのかという質問ですけれども、非常に難しい課題だと思います。ただ、そういう可能性も十分にあると思いますので、そういう場合には、やはり関係機関、関係団体、関係者、そういうところと十分協議して、決して放置することのないような努力をしていきたいと考えてございます。</p>
議長	<p>機械的に、放置されたからといってもとの地目が変わるということはないわけですね。今がスタートラインになってしまうわけですからね。ですから、それはできるだけ速やかに放置されないような対応をすることが重要だということですね。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
長澤委員	<p>長澤と申します。</p> <p>報告事項の3ページに国土利用計画法に基づく土地売買等届出書受理件数というものがありますけれども、これを年度別でずっと追っていきますと、平成20年、バブル崩壊後から見ますと受理届出件数は若干減ってきている、減少ぎみかなと、この表から読み取れるのですけれども、次の4ページもあわせて事務局のほうにお聞きしたいのは、今後、こういった届出の受理件数は、この経済状況、それから福島県の独自の土地利用計画などをあわせて考えますと推移はどのようになるのか、これから減少ぎみに転じていくのか、それとも、いろいろなところから土地売買等の届出の受理に対してどの程度の制約といいましょうか、歯止めをかけるというか、そういったお考えを持って当たっていくのか、その辺をお聞きしたいのですけれども。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
土地・水調整課長	<p>ただ今の土地売買等の届出受理件数の推移、それから大規模開発の受理状況のことでございますけれども、この傾向はご覧になったとおり年々減ってございます。</p> <p>これは、例えば3ページのところですと、届出の要件というものが①の事後届出のところにひし形が3つございますけれども、市街化区域であれば2,000平米以上といった条件の合ったものが届出がございまして、私どものほうでその内容を、利用目的審査といまして土地利用の計画関係と合致しているかどうかを確認しているわけでございますけれども、この件数について減ってございます。それから、大規模開発についても減ってございます。また、ここの資料にはございませんけれども、法務局での登記の異動状況を見ますと毎年減ってございまして、バブルのときに比べると半減近いような状況で、土地の動きは減ってございます。</p> <p>ただ、これも景気の動向と地価の状況、そういうものが関連して動いていく</p>

ら諮問があった内容について、一応、福島県土地利用基本計画の変更について、これを適当と認めてその旨答申することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。異議なしという高らかな声が聞こえたわけではありませんが、それでは、これについてはご異議がないものとして決定させていただきたいと思います。

なお、この答申の文案については、私のほうに一任させていただいて答申をつくることにさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議 長

それでは、そのようにさせていただきます。

次の案件に移ります。きょうの議事(2)であります総合計画策定検討部会委員の指名についてであります。

事務局から説明をいただきたいと思います。

総合計画課長

総合計画課長でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の2をご覧くださいと存じます。よろしいでしょうか。1枚のペーパーでございます。

「福島県総合計画審議会における部会の設置について」ということでございまして、1番目の趣旨でございますが、昨年10月20日に総合計画審議会を開催いたしまして、新しい総合計画の策定について知事より諮問があったところでございます。計画の検討や取りまとめを機動的、効果的に実施するために、こういう大人数での審議ではなく、メンバーを絞り込んだ形での部会で先行して審議をして、その後に審議会でもんでいただくということがよろしいのではないかとということで部会を設置いたしてございます。

名称につきましては「総合計画策定検討部会」で、人数は10名でございます。設置期間といたしましては、新しい総合計画に係る答申時までといたしたいと考えてございます。後ほどスケジュール等についてもご案内いたしますけれども、ことしの10月とか11月ごろになるかと思っております。

部会報告の取り扱いでございますが、部会は新しい総合計画について審議をした結果をこの審議会に報告いたしまして、審議会につきましては、その報告を踏まえましてさらに細かな審議を行うということでございます。

その他ということでございますけれども、部会のメンバーにつきましては条例第6条の2にございますように、部会に属すべき委員は会長の指名となっております。

以上でございます。

議 長

はい。きょうは委員が交代した最初の審議会ですので、皆さんのお手元に総合計画審議会の条例の本文全体が配られておると思います。その第6条、第8条について、今の部分で説明をいただいたわけでありまして。

事務局から説明がありましたように、既に昨年の10月20日、知事から新しい総合計画について諮問を受けて審議会に総合計画審議会条例、この第6条の規定に基づきまして総合計画策定検討部会を設置いたしました。いったん審議会委員の任期が切れまして、本日新たに審議会委員の委嘱を受けましたので、改めてもう一度、この部会委員を選任する、こういう手続きであります。

部会の委員の選任につきましては、繰り返し申し上げますが、部会に属すべき委員は会長が指名するとなっておりますので、私のほうから指名させていただきます。よろしく願いいたします。

部会構成員につきましては新しい総合計画についてのこれまでの審議との継続性を持たせる観点から、前回と同じ10名の方を委員として選ばせていただきます。お手元の福島県総合計画審議会委員名簿をご覧くださいと思います。その中で10名というのは以下の方々をお願いしたいと思います。

木田都城子委員

瀬谷俊雄委員

橘あすか委員

長林久夫委員

中山洋子委員

安田壽男委員

湯田雄二委員

また、今回このために特別委員として加わっていただきました浅見彰宏委員、初瀬富士美委員、この9名と、私を含めて合計10名であります。この10名の委員で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

なお、今申し上げた委員のうち、本日、湯田委員と安田委員が欠席しておりますので、この方々には事務局のほうから改めて本人にお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではここで議事案件が終わりましたので、その次に報告事項、新しい福島総合計画の検討状況についてに移ります。昨年11月の18日と本年の1月29日の2回にわたりまして総合計画策定検討部会、前回の部会を開催して、新しい総合計画についての審議を行ってまいりました。本日は部会における審議状況について皆様にご報告をさせていただきます。

部会長は私が務めさせていただいておりましたが、その概要については事務局のほうから説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

総合計画課長

それではお手元の資料の3-1と3-2をご説明させていただきたいと思います。長くなりますので着席してご説明申し上げます。

まず3-1でございます。新しい福島県総合計画の検討状況についてでございます。

1枚おめくりいただきまして1ページ左側、現在の総合計画についてでございますが、ご存じの「うつくしま21」につきましては、平成13年度、2001年度を初年度といたしまして、目標年次につきましては平成22年度、2010年度としておる

ところでございます。

基本目標は「地球時代にはばたくネットワーク社会 ～ともにつくる美しいふくしま～」ということで、県づくりの理念といたしまして、上の囲みの四角の県づくりの理念の「いのち・人権・人格の尊重」、それから囲みの四角の中の楕円のほうですけれども「自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成」「独自の歴史・文化・個性を尊重した地域づくりの推進」ということで、県づくりの理念を設けて、21世紀の福島のイメージと2010年の県民社会の姿を表してございます。

特に2010年の県民社会のイメージについて、人口と経済の姿でございますが、総人口がこの時点で、2010年時点で209万人～214万人とイメージしておりました

けれども、ことしの1月1日現在で205万4,000人という人口でございます。また、

1

人当たりの県民所得につきましても、332～359万円とイメージしておりましたが、きょうの新聞等でもご覧いただいたかと思いますが、2006年度、平成18年度で本県が277万5,000円というのが1人当たりの県民所得となっているところでございます。

こうした乖離というものが少々目についてきたということもありまして、昨年2月に今の「うつくしま21」の計画を総点検しようということになりました。この審議会に点検の諮問がなされたところでございます。

それで部会を設置いたしまして、昨年の7月と9月に部会を開催し、9月の5日に総合計画審議会を開催いたしまして、9月の11日に総合計画について答申をしております。内容につきましては、今の「うつくしま21」の指標の数値というものはおおむね順調に推移はしていますけれども、一部に十分ではない指標もあります関係から、また、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいること等から、新しい総合計画というものを早期に策定すべきではないかということがございました。

また、当時は原油高等の社会経済情勢も急激に変化しておりまして、こうした流れにも対応できるような計画というものを早めにつくるべきではないかということで、先ほど会長からお話があったように、審議会でも部会を設置して検討を進めて参ったところでございます。

点検の内容につきましては1の計画策定の背景でございますけれども、社会情勢の急激な変化に早急に対応する必要があるために課題と考えられるものがある、その課題に対応していくために、次の2の新しい計画の基本的な考え方の中にまとめてございます。

まず、基本的な考え方の計画期間でございますが、人口減少、食料、資源エネルギー問題、こういった問題、あるいは環境問題につきましては、長期的な社会経済情勢への対応が必要となってきてございます。また、県づくりの中で時代を担う人づくり、地域づくりにつきましても、長期間にわたる視点が必要なことから、子どもたちが親の世代となる将来を展望したうえで豊かな県づく

りを進めていくこうした長期的視点が必要だということでございます。

一方で、急速な社会経済情勢の変化、例えばアメリカ発の金融危機、今、大変になっておりますけれども、こうした世界的な経済不況などの進行などに対応するためには、急激な社会経済情勢の変化に対しても時機に応じて柔軟な施策展開が必要となってございます。こうしたものにつきましては、柔軟な施策展開が必要となっております関係から、今までの計画よりも短い5年の計画期間と定めたところでございます。

3ページをお願いいたします。(2)の計画の性格でございしますが、新しい計画の性格につきましては、1番目といたしまして県と県民がそれぞれの果たすべき役割を分担しながら目指すべき本県の姿を実現するために共有する指針を示すものであるとともに、県が県の役割として実施する主な施策を示すものとしてさせていただきます。

また、3番目、計画の目指すべき方向性としては、県民生活の安全・安心を守り、県民が将来に夢と希望を持てるような豊かな県づくりを実現するためのものとしていくとしてさせていただきます。

また、4番目の計画の構成でございしますが、わかりやすさを重視して、よりコンパクトな内容にするとともに、今ほど申し上げました県が優先的に行う取り組みを明確に示していきたいと考えてございまして、3番目として挙げてございます県で策定している部門別計画や個別計画との役割分担もはっきりと示したいと考えてございます。

以下の新しい総合計画の全体構成イメージにつきましては、今ほどご説明したものを絵に落としたものでございます。

次に4ページをお願いいたします。政策課題対応にあたっての視点ですが、しからばその課題の対応についてはどういう視点で見ていくかということでございまして、1番目としまして、県民をはじめ、民間団体、市町村、県など、さまざまな主体で県をつくっていくということでございます。2番目といたしましては、非常に財源が逼迫してございますので、限られた財源を有効的に活用すべきであろうということでございます。3番目といたしましては、福島県単独で、あるいは地域単独で、なかなか生き残りが難しくなってございます関係もあって、広域的な取り組みも積極的に推進すべきではないかと考えてございます。また、4番目といたしまして、相互に関連する政策課題に対応した施策の構築、展開が必要ではないか、いわゆる複雑に今の施策が絡んでございますので、例えば農だけで終わらないというものについては農商工の連携などが必要ではないか、こうした複雑な課題にも対応していくように視点を示していくというものでございます。最後の5番目でございしますが、計画を実効あらしめるために確保するための進行管理が極めて重要になってくるのではないかと考えてございます。

これらの視点について示してございまして、今までの審議経過につきましては3にございますように、総合計画審議会を10月20日に開催いたしまして部会の設置をしたということ、それから11月18日、(2)になりますけれども、総合

計画策定検討部会を開催いたしまして、新しい総合計画の策定に向けた論点整理についての審議や、本県の特長、時代の潮流、課題についての審議を行ってございます。また、③になりますが、県民の意見聴取についても審議してございます。

(3) でございますが、1月29日には2回目の部会を開きまして将来展望について審議いただいております。将来像の考え方についても審議していただきました。5ページをお開きください。これが全体構成イメージ及び部会での審議経過を絵に落としたものでございます。審議経過でございますが、まだ審議の途中でございますので、これからより詰まってくると考えられますけれども、例えば総合計画を1つの冊子に落としたときのイメージが左側5ページになります。福島の将来展望があつて、その中で福島県の特長とか将来の展望とかがあつて、では何をやるかということで基本の目標、それから目指すべき将来像、次に、具体的に基本方針や政策分野別の方針を定めて、計画の推進方法を示して、重点の施策を書き込んでいくということになってきます。

第2回目の部会で議論がございましたのは二重線で囲んでございます基本目標についてでございます。それが6ページでございます。目指す将来像の展開イメージということで、第2回の部会では、真ん中よりやや下にございます点線より上の部分が議論されてございますけれども、本県の魅力、例えば多様性だとかつながりだとか、ゆとり、安全、人的資源も含めて資源とか、それから時代の認識、これも多様性を尊重していくこととか、つなぐこと・支え合うことの重要性、あるいは世代を超えたつながりの必要性、新たなライフスタイルの広がり、環境や自然と向き合う産業育成の重要性等が議論され、これらをもとに福島県として大事にしたいという考え方の例を示したものが点線の中の下の方の囲みの部分でございます。

まず1つが多様性の尊重、それから多様な特長をつなぐことによる新たな価値の創造、豊かな自然に包まれたゆとりあるライフスタイルを深めていくこと、地域資源の再認識や誇りの醸成・磨き上げ、よく、福島は非常にいいものがあるのだけれども県民はあまり気づいている人がいないのではないかとということもあつて、まず再認識をして、それはいいものだという誇りを持って、さらにそれを発信していくように磨き上げるということが必要ではないか。後ほどご説明いたしますが、自己実現とチャレンジも必要になってくるだろうと、これは県民性としてはなかなか自己実現といえますかチャレンジをしないということがございますので、この辺が必要になってくるだろうと。また、次の世代につなげていくことの意識というものを積極的に持っていこうということでございまして、県づくりにあつての基本的な姿勢が3つ示されたところでございます。

その1つが魅力をもう一回認識して、さらに磨き上げていこうではないかということ、それから、いろいろな多様性を生かして、福島県は深みも厚みもありますので、総合力を発揮していこうではないかということ、それから、我々県民自身が自己実現が可能な豊かな社会に向かって果敢に挑戦していくべきで

はないかということ、こうした姿勢のもとで今度の計画をつくり上げていこうではないかということが議論されてございます。

次のページをお願いいたします。ただ今申し上げましたところが本日も含めてですが、黒い太線の枠の線で示してございます。1月29日に部会を開きまして、本日、2月13日に委員の改選、また、今ご説明しているような中間の報告、今後は3月に第3回目の部会を開きまして、5月と7月にそれぞれ部会を開いて、7月ごろに中間整理案をまとめたいて考えております。

7月末に総合計画審議会を予定しておりまして、それと同時期に各市町村長と知事との意見交換会、あるいは市町村からの意見と聞くとともにパブリックコメントや地域の代表の方との地域懇談会を開いて、広く県民の声を取り入れて、10月に一部手直し等をいたしまして、部会を開いて、10月末から11月にかけて総合計画審議会最終的に答申案をまとめていただくというふうを考えてございます。

もちろん、その間にも県議会のほうには細かい説明やご意見をいただくことにはなりますけれども、12月の議会にこの計画を提案したしまして、審議会のほうのご判断もいただきながら、この総合計画審議会でもまとめたいて計画を策定していきたいと考えてございます。

以上が3-1でございます。

資料の3-2をお願いいたします。今ほどスケジュールで飛ばしてしまいましたけれども、県民の意見が一番大切だろうということ、それから会長が常々おっしゃられていますように、県民に対してつくっていることも知らしめることが大切なのだということもありまして、県民の方にこの計画を知っていただくためにいろいろ仕掛けをしてございます。それが1ページでございます。

まずホームページでございます。計画の策定過程というものを公表いたしまして、メールによる意見募集を行ってございます。それから、後ほど詳しくご説明いたしますけれども、1月の8日、9日、15日に、この計画をつくっていただきますということを発信するような形、それから、専門家の先生にアドバイスをいただくということで「ふくしまの未来を考える」シンポジウムを開催してございます。合計で430名の方に出席いただきまして、アンケートもいただいております。

3番目の囲みでございますけれども「ふくしまの未来を考える」地域懇談会も開催してございます。2月2日に2回、2月3日、2月5日、それぞれ1回ずつ、7つの地域の方々に集まっておきまして、県北、県中・県南、会津・南会津、相双・いわきと実施してございます。

4番目でございますけれども、これは中間整理案をまとめた段階で広く県民の方からパブリックコメントをいただきたいと考えてございます。また5番目といたしましては、同じく中間整理案をまとめた段階で、その整理案等につきまして、県民と審議会の委員の皆様方の意見交換をいただきたいと考えてございます。

2番目、この計画にあたりましては、30年後というものを展望することにな

ってしまして、若い世代について本県の将来をイメージしていただくことが極めて大切になってこようかと思えます。そこで（１）といたしましては、小学生と中学生を対象にいたしました「未来のふくしま」についての作文を募集いたしました。1,231作品をいただいてございまして、優秀なものについて

ては表彰したいと考えてございまして。なお、1,231ということで非常に数多くのサンプルになりますので、彼ら、彼女たちがどういうイメージを本県の将来に持っているのかということも分析をしていきたいと考えてございまして。

（２）のアンケート調査でございまして、高校生・大学生を対象にいたしましてアンケートを実施したところでございまして。高校生のアンケートにつきましては1,125名のアンケートをいただいてございまして。これは解析済みでござい

ますのでご報告をしたいと考えております。また、大学生につきましては882名ほどのアンケートをいただいてございましてけれども、これはまだ解析が途中なものですから後日ご説明することになるかと思えます。

3番目といたしまして市町村からの意見ということで、市町村からの意見の照会というものを2回ほど予定してございまして。先ほどもご説明いたしましたように各市町村長と知事との意見交換も予定してございまして。

次に2ページをお願いいたします。「ふくしまの未来を考える」シンポジウムの意見の要旨でございまして。全体のイメージとしては、住んでいる地域というものを次の世代に損なうことなく、よりすばらしい形で引き継ぐべきであろう。それから、地域の価値や魅力を自らが知って、それを生かして発信していくべきであろうということ、それが自分たちが住んでいる地域に対する誇りにつながっていくのではないかと。3番目といたしまして、変えることなく福島県として大切にすべきこと、それから柔軟に対応する部分というものの2つの視点が重要ではないかという意見がございました。「不変を以て万変に応ず」、これは、基礎をよく勉強しておけば応用がきくのだということとございまして。また、最後の丸になりますが、豊かな社会というものは住んでいる人間が自分が望むもの、自己実現ができる仕掛けができていないかというご意見がございました。

こういった専門家のご意見の後にアンケートをとった結果が3ページのアンケート結果の概要でございまして。

先ほどご説明しましたように430人の来場者がございましたけれども、いただいたアンケートは半分程度でございまして。これから本県がどのような県になってほしいかということにつきましては、豊かな自然環境が守られている県が圧倒的に多ございまして。道路や鉄道などの交通が整備されて、どこでも気軽に行き来できる県とか、若者が多く、遊ぶところがたくさんある県という要望はそう多くございませんでした。

これは来場者の中に若い方があまりいなかったということもありますし、40

代、50代の男性の参加者が多かったということもあってそうした分析結果になってございます。

4ページをお願いいたします。これは「ふくしまの未来を考える」地域懇談会ということで、それぞれ7つの各地域の代表の方に集まっていただきましてご意見をいただいた内容でございます。

全体のイメージでございますが、地域の魅力を住んでいる人が気づけば、その地域に対する誇りにつながる。また、それらの地域資源を積極的にPRすべきではないか。それから、多様性を尊重して本県統一したイメージを持つべきではないかというようなこと。あるいは、大人が地域のことをよく知ることで、子どもたちに地域のよさを伝えられるのではないか。したがって、それがつながりつながって次世代に継承していくべきであろうということでございます。あとは、4番目でございますが、地域をよくするためのリーダーの育成や誘致が必要だろうということ。県民一人ひとりが夢を持っていけば地域というものは変わっていくのではないかというようなこと。農業が今以上に重要性が高まっていくのではないかということ。そのためには、やはり農業に関心を持ってもらうことが必要だというご意見をいただいたところでございます。

6ページをお願いいたします。高校生アンケートの結果でございます。先ほどシンポジウムで比較的年齢層の高い40代、50代の男性のアンケートにつきましては、自然があつていいところだけでも、望ましい福島県というものについては、あまり交流だとかにぎやかでなくてもいいということがありました。高校生のアンケートはやや違っておりまして、アンケートの8番目でございますが「穏やか」「広い」「美しい」「あたたかい」「安全」というイメージを持ってございます。これはシンポジウムアンケートとほとんど同じでございます。それから、今住んでいる地域について、80%が「好き」「まあまあ好き」というイメージを持ってございます。

一方で、7ページになりますが、本県に将来住みたいかということにつきましては「ずっと住みたい」「一度県外に出ても将来はまた戻ってきたい」というものが半分になってございます。就職や進学を希望する地域は福島県内が約3割で、県外への希望が約5割になってございます。ただ、その中でも南関東地域が非常に多ございまして、福島県内と関東地方がほぼイーブンになってございます。

本県がどのような県になってほしいかということについては意見が分かれてございます。7ページの福島県のイメージというものは、先ほどご説明したシンポジウムでのこういったイメージとほとんど同じですが「穏やか」「広い」「美しい」「あたたかい」「安全」というイメージがあるようでございます。そのかわり「便利」だとか「先進的」というイメージはあまり高校生はもっておられないような様子でございます。

今住んでいる地域についてどのようなイメージを持っているかということで、好きか嫌いかということなのですが、「好き」「まあまあ好き」が75%、「あまり好きではない」「好きではない」というのがそれほど多くございまして約20

%、「わからない」を除いて比較をいたしますと80対20程度になっています。

次に8ページでございます。それでは福島県に住みたいかということで尋ねましたところ、「ずっと住みたい」「一度出て住みたい」、これが約半分でございます。「住みたくない」が239ございましたけれども、「わからない」を除いていきますと、「住みたい」と「住みたくない」の比較をいたしますと557対239で、

7対3で福島に住みたいという10代高校生の意見がございます。

しからば、これから本県がどのような県になってほしいかということで3つ選択肢を与えてアンケートをいただいた結果が8ページの一番最後の部分でございます。豊かな自然環境が守られている県、災害や犯罪が少なく安心して暮らせる県、快適な生活環境の中で暮らせる県、福祉や医療サービスが充実して、お年寄りや障がいのある方が大切にされる県、これは恐らく今もこういう県だということで、さらにこうしたよさを伸ばして行ってほしいということでのアンケート結果なのではないかと分析したところでございますけれども、今申しあげました4つにつきましてはシンポジウムの40代、50代の方が多いシンポジウムのアンケートとほぼ同じでございます。

一方で、活気がある県とか、どこそこによく行けるような県とか、遊ぶところがある県ということにつきましても若い方の要望がございます。特筆すべきは一番下のその他の1つ上の部分、自分の能力を十分発揮することができる県というものはあまり高校生も望んでおらないようで、人を押しつけてまで能力を発揮したくないという本県の控え目な人間性が出ているのかなと分析したところでございます。

以上でございます。

議長

はい。どうもありがとうございます。

これまでの検討状況、さまざまな取り組みを行っている状況についてご報告いただきました。

先ほど10名の検討部会のメンバーの方々をご指名させていただきましたけれども、これまでもこういう議論をしてきたし、これを踏まえてまた、主には部会のメンバーの方々にご検討いただくこととなりますけれども、せっかくの機会です。審議会の方々にこの検討状況についてのご意見やご質問があれば承りたいと思います。どこからでも結構だと思いますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。原田さん。

原田委員

私、初めて審議委員になったのですが、部会というのは1つしかないのですか。

議長

この検討部会という部会です。

原田委員

なるほど。自由民主党でいう国防部会があったり農林部会があったり道路部

会があったりと、そういうのとは違うのですね。

議 長

検討のための部会があるということです。

原田委員

わかりました。

それで、ちょっと述べさせていただきますが、私は審議委員になったらこの書類が送られてきました。それで、長期総合計画というのだから人口はこれから減っていく、県の財政も大変だからいろいろなものがあって、委員の方々も30人ぐらいいて、これは大変だなという形で来たんです。そうしたらこれを審議して終わって、私は村長さんにも相談して、地元ですから病院の周辺を4日ぐらい前に見てきましたが、そのようなことをやってみてちょっとがっかりしたのですが、最後に今、新しい福島県の総合計画について福島県に住みたいか、住みたくないかとか、いろいろなことをやって、大変なことを事務局の総合計画課はやっていると感じました。

私も子どもが4人いるのですが、3人が東京に行って1人がカナダにいます。4日ぐらい前に次男坊ができちゃった結婚で「父ちゃん、戻ってくる」という話になったんです。それで、これからはやはり土地とか農地をどうするかということも大事ですけども、福島県に多くの子どもが戻ってくる県、住みやすくなる県ということで努力していることがわかりましたので、こういうことをもっともっとやっていただきたいと思います。

それから、私は村長さんとお話ししたときに、福島の市長さんはうちのじいちゃんと仲がいいのですが、それから湯田町長さんは西郷村とトンネルが通じましてようやく顔も覚えたのですが、なかなか市長会の会長さんとか町村会の会長さんというのは公務多忙で、特に選挙が始まるとなかなか来にくいということで、部会に来られないときには代理の人の助役とか副村長や副町長が来るわけにいかないから、事前に会長さんが会議を招集して、市長さんも来られない、町長さんも来られないというときには、補欠みたいな人がいて、なるべく10人いっぱいの方でその部会に広く意見を求めるような形でやっていただきたいということを提案したいと思います。

以上であります。

議 長

わかりました。

事前に欠席ならば、できるだけ部会の議題に沿った意見を募るとか、これから工夫をしていきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。日下さん、お願いします。

日下委員

福島学院大学の日下でございます。初めて委員として委嘱をいただきました。ご質問をさせていただきます。資料3—1の4ページ、(5)の政策課題への対応についての視点といたしまして、最後の⑤として実効性を確保するために進行管理を行っているということで、計画書の中にも達成を図る指標というこ

とで数値設定をして、これで進行管理をされているのかなと思うのですが、やはり、県民のための施策、政策ですので、政策評価というのでしょうか、いろいろとアンケート等もとられているようですけれども、もう少し県民の満足度ですとか、宮城県等ではそうした政策評価等も実施されているということで伺っておりますが、そういった評価ということに関しての視点というのは含まれないのでしょうか。

それからもう1点、すみません。高校生や、現在大学生にも調査、集計なさっているということですが、やはり圏域によって意識が違うのではないかと思います。現在の福島県というふうに県として考えるイメージなのかもしれないし、もしかしたら、その自分の住んでいる県の中の地域をイメージとして回答している学生もいるかもしれないのですが、地域によって相関があるのかないのかということも教えていただければと思います。

議長

その2点でよろしいですか。事務局のほうでコメントをいただけますか。よろしくをお願いします。

総合計画課長

まず、第1点目でございますけれども、福島県も事業評価や公共事業評価はだいぶ前から行ってございます。当然、それを前提にこの計画をつくって、計画の中でも実効あらしめるためには何をすべきかということを考えて評価というものを行っていかなければならないと。

ただ、最近、事業評価ということで、事業だけ見ての評価というふうになっていて、この辺につきましては部会の中でも先生方の中からございましたけれども、施策というものと政策というものと、そういった大きな流れというものの評価をしていかないと木を見てなんとやらということになるのではないかとございますので、事業評価委員会、これも鈴木会長が委員長をなさっておるのですが、来年度の事業評価委員会の中でこの計画に合わせた新しい事業評価のやり方について検討していきたいと考えてございます。

2点目でございます。当然のことながら、オール福島で考えてございますけれども、例えば高校生のところをよくご覧いただきたいのですが、一応選んだところは31ということで、私立、県立、職業高校、普通高校、バランスよく選んでございます。3の2の6ページでございます。

そうなりますと、例えば会津やいわきとか県北とかで、どこに行きたいかということになったり、どこに住みたいかということになりますと、福島というよりはむしろ、その地域ということになってございます。

したがいまして、できればこれをさらに細分化したほうがいいのではないかと思いますけれども、今、その作業に取りかかろうかなというところでございます。

また、大学につきましては県内の大学、福島大学から学院大学、短期大学につきましても同じようにすべて、また高等専門学校、それからマイナビUターン就職エクスポというものでも県外の大学生などにアンケートをいただいでご

ざいまして、890ほどデータをいただいております。

「一灯照隅 万灯照国」という言葉がございますけれども、一つのあかりというものは足元しか照らせないけれども、それがいっぱい集まってしまうと福島県全体を照らすということになりますので、やはり、地域をよくして地域の誇りを持つということが福島県のよさにつながっていくのではないかと考えてございますので、その辺の細かいデータについても詳しく分析をして対応していきたいと考えてございます。

以上です。

議長

よろしいですか。

ちょっと申し上げますと、皆さんのお手元にこれは配られているのでしょうか。この中に総合計画を進めていくうえで数値目標を掲げるということがありますが、その中に満足度調査を適宜入れることでモニタリングをしようという取り組みをやっておりますので、機会がありましたらこれをちょっと見てください。それはこれまでの計画です。

たぶん、これから新しい計画でもそのあたりを工夫していくことになろうかと思っておりますのでちょっと見ていただければありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、長澤委員。

長澤委員

2点ほど伺いたします。

今の6ページの目指す将来像の展開イメージの中ですが、本県としてこれから大事にしたい考え方というところで、丸が6ございますが、その中の3つ目の豊かな自然という中に含まれているのか、議論されてこのような文になったのか、その辺は推測ですけれども、この中でですね、やはり、我々はこれからますます自然との共生というような生き方をしなければならないという状況の中で、私は自然との共生の中で、生命をはぐくむということはこの中にそういう議論がされてこの文章になったのかどうか、それを1点聞きたいと思います。

もう1つですが、自己実現という言葉がここで1つと、それからもう1つ、下のところで「自己実現可能な」と書かれていますが、さっきの高校生のアンケートの中で、自分の能力を十分発揮することができる県というところが非常に少ないというところで、私は、なかなか今は子どもさんも含めて、我々大人もですね、自己実現ということが非常に難しい。それは、その自己実現の前に個の確立、つまり、個人個人の確立ということが、小さいときからそういった環境に入らないできてしまっているのを痛切に感じるんですね。ですから「自己実現」という言葉は大変魅力的な言葉ですけれども、やはりその裏に個の確立ということきちんをとらえていかなければならないのではないかと思います。

もう1つついでに、今気づいたことなのですが、目指す将来像の中に「いきいき」「あんしん」「つながり」、それから基本方針に「活力」「安全・安心」「思いやり」というキーワードが書いてありますが、この辺も「いきいき」という

のは、今は割と全国的に国の施策の中でもいろいろなところで「いきいき」「安心」という言葉は使われておりますし、それは当然使ってもいいのですが、もう少し拡大していろいろな言葉を考えていただきたいなと思います。

例えば、子どもさんたちに焦点を当てたり、若者や30代、40代の人たちを対象にしますと、「いきいき」よりは、私などは「かがやき」とか、そういうイメージを持ってしまうわけです。ですから、この辺のキーワードは非常に重要であると思いますので、もう少し検討部会の皆さん方の創造というのでしょうか、お言葉のイメージを膨らませていただきたいとお願いして私の意見とさせていただきます。

議長

3点ほどありました。お願いします。

総合計画課長

これはイメージということでご説明しておりますので、これはing（アイ・エヌ・ジー）、いわゆる進行形でございます。固めたものではございません。まず、これをご理解いただきたいと存じます。

目指す将来像のイメージとして、魅力と時代認識を掛け合わせて、これから大事にしたいものを抽出して、それをもとに基本的な姿勢を3つ出しておりますけれども、これもイメージですが、磨き上げ、総合力の発揮、チャレンジというもので組み立てようではないかということでございまして、最後のご質問については、まだまだ「いきいき」といったことは例示でございまして、議論としては外させていただきます。

1番目と2番目について補足してご説明させていただきますと、まず1番目についてでございますが、今、検討中だということですが、これから議論が多くなされるところでございます。したがって豊かな自然というものは完了形の豊かな自然ではなく、これから豊かな自然ということで、重層的、複層的に議論を深めていきたいと考えてございますので、そのときはまたご意見をいただければと考えてございます。

また、自己実現の高校生の意識、それから、いわゆる個人の確立ということでございますけれども、個人の確立があって自己実現を図るということは当然でございますが、今のところ、そのアンケートではこういったアンケートがあるという現状の把握でございますので、今後、5年程度を展望して福島県があまりシャイではなくて、なおかつ外に向かっていけるような、そういう人材を育てあげる必要もありませんし、かといって、私が、私がということで人を押しつけてまでということになりますと、本県のよさというものもなくなってくると思われまので、こうしたものにつきましては遠くを見据えるようなスパンでイメージをして、それを5年ごとの実効計画のようなものに落とし込むということになろうかと思っております。

以上でございます。

議長

部会がありますので、今のようなご意見を部会のほうで受け止めるというこ

とでご承知おきいただければいいのかなと思います。

ほかに注文等がございましたらお願いします。はい、どうぞ。

寺部委員

1つだけちょっと意見として申し上げたいかなと思っています。

というのは「多様性の尊重」という言葉を何カ所か使っているのですが、今まで非常にプラスイメージで、いろいろなライフスタイルですとか働き方の多様性という形で、いい意味で使ってきたことが多いのですけれども、今の状況を考えたときに、働き方の多様性といって、派遣労働ですとかフリーターとか、ああいう問題も出てきていますし、ライフスタイルといっても年収が200万以下の人が1,000万を超えたとかという状況になったときに、それを多様性ととらえる

のはちょっとおかしいと思いますので、そういう意味で、間違いではないのですけれども、あまり強調しすぎないほうがいいのかな、誤解を招く恐れがあるのかなという気がちょっといたします。意見として申し上げます。

議 長

この点、どうでしょうか。

総合計画課長

そういう縦のラインの多様性ということでイメージしたわけではなく、ここを生かすか生かさないかというのは、また今後の議論になろうかと思います。

例えば、今、新聞等でも報道がございますけれども、215万人の外国の方が日本におられて、1万2,000人ほど本県にも外国の方がいる。こうした方というのは、

当然外国語が堪能な方ですし、日本に入ってきて、それを言葉はよくないですけれども、それを資源として生かすというようなことも多様の中に見いだしたところでは、

あるいは、高齢者の方、障がい者の方、女性、男性、これも、多様性という中でとらえてはどうかなということがございまして、今ほど申し上げましたような形での、人種といいますか外国の方も含めたような形での多様性、バラエティーということでイメージしたところでございます。

したがって、委員がおっしゃられた一つの、例えば雇用とか収入とかでの多様ということのイメージではないものですから、言葉の使い方について、これをデフォルメするつもりはないのですが、ちょっと検討していい言葉を選んでいきたいと思います。

以上でございます。

議 長

前回の部会のときに、僕はこの多様性からまず受けた印象は、もう皆さんご承知のように、福島県はこれだけ広大な面積があります。それぞれの地域に固有の歴史・文化があります。気候風土があります。それぞれが生活圏としてそれぞれ自立できるような方向性でこれまでも総合計画を執行してきたわけです。

これを、例えば周辺の他県を見ると、県庁所在都市を拡大して均一化をして

しまう。極端に言えば県庁所在都市とその他のような風景になってしまう。福島県の場合はそういう方向でいいのかどうか、それぞれの生活圏をそれぞれ自立的に発展させるようなバランスを持つような方向性を持ったらどうだろうか、ということが一番根底にあったのを覚えております。そこのところに「多様性を尊重する」ということがありそうなので、ちょっと使い分けは必要かもしれません。

どういう点で我々が積極的な意味での多様性を位置づけているのかというふうにしないと誤解を生むかもしれません。これから検討の中で、またそのあたりを議論していきたいと思います。

さて、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。何度もいきますように、これから部会の中で集中的に検討していくこととなりますが、審議会のメンバーの方々にも今日の資料等でお感じになったことがありましたら、事務局のほうにまた改めてご要望やご意見をお寄せくだされば部会のほうにも反映できると思いますので、ぜひ、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

しかも、新しい総合計画については、先ほどスケジュールのところでお話がありましたように、10月の下旬から11月にかけて審議会として答申するという、本当にできるのだろうかというくらいタイトなスケジュールをこれからこなしてまいります。委員の皆様方にはぜひご協力のほどお願ひしたいと思います。

それでは次第の7のところにもその他というものがございます。事務局から何かございましょうか。

総合計画課長

今ほどスケジュールでご説明いたしましたけれども、次回の日程についてでございます。

審議会自体ではなくて部会につきまして、今のところ、現時点ですが、3月29日で調整したいと考えてございます。

以上でございます。

議 長

これは主には部会のメンバーの方々、日程調整をよろしくお願ひします。それと、先ほど申し上げましたように、審議会のメンバーの方、部会の議論が3月27日に予定されていますので、それに向けてご意見、ご注文がございましたら、ぜひお寄せいただければありがたいと思います。

それでは、本日予定した議題はすべてこれで終了いたしましたので、議事の進行役をこれで降ろさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

司 会

本日は誠にありがとうございました。

これをもちまして福島県総合計画審議회를閉会とさせていただきます。

(以上)